

第 4 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成30年10月 2 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第4回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成30年10月2日(火曜日)

午前9時59分開議

午前11時19分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第2号 平成30年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第7号 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について

報告第12号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第14号 公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第15号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

請第33号 熊本県における改正健康増進法の円滑な施行を求める請願

請第35号 熊本地震における医療費の窓口負担等の免除措置復活に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

応急仮設住宅の現状等について

出席委員(8人)

委員長 高野 洋 介

副委員長 岩本 浩 治

委員 岩中 伸 司

委員 岩下 栄 一

委員 藤川 隆 夫

委員 小早川 宗 弘

委員 西 聖 一

委員 松野 明 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古閑 陽 一

総括審議員

兼政策審議監 渡辺 克 淑

医監 迫田 芳 生

長寿社会局長 福田 充

子ども・

障がい福祉局長 柳田 紀代子

健康局長 田原 牧 人

首席審議員

兼健康福祉政策課長 沼川 敦 彦

健康危機管理課長 厚地 昭 仁

首席審議員

兼高齢者支援課長 唐戸 直 樹

認知症対策・

地域ケア推進課長 柴田 英 伸

社会福祉課長 島川 圭 二

子ども未来課長 吉田 雄 治

子ども家庭福祉課長 木山 晋 介

障がい者支援課長 永友 義 孝

医療政策課長 岡崎 光 治

首席審議員兼国保・

高齢者医療課長 早田 章 子

健康づくり推進課長 新 谷 良 徳

薬務衛生課長 大 川 正 晃

病院局

病院事業管理者 三 角 浩 一

総務経営課長 緒 方 克 治

事務局職員出席者

議事課課長補佐 篠 田 仁

政務調査課主幹 吉 田 晋

午前9時59分開議

○高野洋介委員長 皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから第4回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託された請第33号及び請第35号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第33号についての説明者を入室させていただきます。

（請第33号の説明者入室）

○高野洋介委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、どうぞ。

（請第33号の説明者趣旨説明）

○高野洋介委員長 わかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。どうもありがとうございました。

（請第33号の説明者退室）

○高野洋介委員長 次に、請第35号についての説明者を入室させていただきます。

（請第35号の説明者入室）

○高野洋介委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、どうぞ。

（請第35号の説明者趣旨説明）

○高野洋介委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。どうもありがとうございました。

（請第35号の説明者退室）

○高野洋介委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、付託議案等について担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 議案の説明に先立ちまして、健康福祉部における熊本地震からの復旧、復興に向けた取り組みにつきまして御説明を申し上げます。

熊本地震発災以降、健康福祉部では、被災者の方々の生活再建に向け、さまざまな支援に全力で取り組んでおります。

中でも、住まいの再建につきましては、市町村とも連携しながら、被災者それぞれの状況に応じた支援に取り組んできた結果、8月末時点で、仮設住宅入居のピーク時から2万人を超える方が再建を実現されております。

しかし、今もなお約2万6,000人の方が仮設住宅での生活を余儀なくされていることから、全ての被災者の方々が一日も早く希望に沿った住まいの再建を実現できるよう、引き続き支援策の周知に努めるとともに、より一層お一人お一人の状況に応じた伴走型の支援を進めるなど、きめ細やかな支援に取り組ん

でまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、条例等関係2議案、報告4件でございます。

まず、予算関係につきましては、議案第1号、平成30年度熊本県一般会計補正予算において1億1,000万円余の増額、議案第2号、平成30年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算において700万円余の増額となる補正予算をお願いしております。

次に、条例等関係につきましては、議案第7号、熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について外1件を提案しております。

また、報告関係につきましては、報告第12号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について外3件を御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、冒頭に申し上げました、住まいの再建の現状について御報告をさせていただくこととしております。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

9月補正予算関係につきまして御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお開きください。

社会福祉総務費で総額500万円の増額補正をお願いしております。

詳細は、説明欄をごらんください。

震災対応分の被災者支援広報事業になります。

全額、財源については復興基金になっております。

住まいの再建に向けて、5つの再建支援策や延長要件等についてきめ細かな情報提供を、今回はテレビによる広報を中心に行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○厚地健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で1,809万2,000円の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

肝炎対策費の肝炎対策事業につきましては、主に肝炎患者に対します医療費助成を行うものでございますが、今回の補正につきましては、国の制度改正に伴いまして新たに加わりました肝がん、重度肝硬変患者に対する医療費助成でございます。

また、そのほかにも、患者の早期発見を目的としました肝炎ウイルス検査につきましては、想定した予算額を上回っていることから、今回増額をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料の4ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

今ほど説明させていただきました肝炎対策事業につきまして、肝がん、重度肝硬変患者に対します医療費助成制度の開始に伴いまして、新たにシステムの賃借契約を行うものでございまして、平成31年度から35年度まで5カ年分の184万5,000円につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでござい

す。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料5ページをお願いいたします。

社会福祉総務費でございますが、23万4,000円の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄1でございます。社会福祉諸費の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業につきましては、経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者に対して、施設が行う学習支援に要する経費について助成するものでございます。今回、新たに8名の方の受け入れがございまして、学習支援等に係る経費が必要となったことによる増額補正でございます。

続きまして、下の欄、老人福祉費でございます。

7,175万6,000円の増額補正をお願いしております。

右側説明欄の1、高齢者福祉対策費の(1)でございます施設開設準備経費助成特別対策事業につきましては、市町村などが特別養護老人ホームなどの介護施設などの開設を円滑に進めるために必要な人件費や広報費等、準備経費について助成するものでございます。今回、国が配分基礎単価を引き上げたことに伴いまして、増額補正を行うものでございます。

続きまして、(2)の介護職員勤務環境改善支援事業につきましては、介護職員の方の勤務環境改善を図る介護施設などが介護ロボットを導入する経費について、今回助成するものでございます。今回、国が1機器当たりの補助額を引き上げたことに伴う増額補正でございます。

(3)の介護福祉士を目指す留学生受入支援事業につきましては、新規事業でございます。

こちらは、介護福祉士を目指す留学生などに対する日本語教育に要する経費や、留学生の受け入れを促進するための現地PR活動に要する経費に対して助成するものでございます。

続きまして、説明資料6ページをお願いいたします。

説明欄の2でございます。

介護保険対策費の高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化緊急推進事業につきましては、新規事業でございます。こちら、高齢者向け集合住宅、有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅などでございますが、そうした入居者に対して介護サービスを提供する事業所に対する指導体制の強化に要する経費でございます。

以上、高齢者支援課の9月補正予算といたしましては、合計7,199万円の増額補正をお願いしております。

以上が高齢者支援課分でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

資料7ページをお願いいたします。

今回は、母子福祉費として200万円の増額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

ひとり親対策費の子どもの貧困対策推進事業につきましては、昨年度に実施をしました子供の生活実態調査結果を踏まえた事業で、本年度当初予算で175万円、そのうち、市町村の取り組みを支援するための予算として、50万掛ける3市町村分、計150万を計上させていただいておりましたが、市町村からの要望が多かったため、今回新たに、4市町村分、計200万円を追加してお願いするものです。

子ども家庭福祉課は以上です。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

民生施設単県災害復旧費で98万3,000円の増額をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

1、社会福祉施設災害復旧費でございます。これは、宇城市松橋町にあります「希望の里」の敷地ののり面の一部が7月の大雨により土砂崩れを起こしたため、その復旧に要する経費でございます。

障がい者支援課からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡崎医療政策課長 医療政策課です。

9ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で1,424万1,000円の増額をお願いしております。

説明欄1の医療施設消防用設備整備費といたしまして1,153万円の増額をお願いしております。これは、病院や診療所を対象としたスプリンクラー等の整備について助成するものでございます。国が追加要望を発しまして、これに伴いまして、県内事業所から要望がありましたので、所要額を増額するものでございます。

2の周産期医療対策事業は、総合周産期母子医療センターの運営費について助成するものです。国の制度改正によりまして、新たに大学病院が国庫補助の対象となりましたので、一般財源で予定しておりました熊本大学病院への補助を変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○新谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明します。

上段の公衆衛生総務費です。

今回、9万7,000円の減額をお願いしております。

右の説明欄の健康増進計画推進事業において、国庫補助を活用して行う健康増進法改正に伴う受動喫煙防止の啓発に要する経費209万3,000円の増及び当初一般会計で計上しておりました糖尿病予防戦略事業300万円につきまして、国保特別会計にて計上するため、減額することとなったことから、その差し引きの額を計上しております。

次に、その下の欄の国民健康保険事業特別会計繰出金です。これは、一般会計から特別会計に国保ヘルスアップ支援事業として実施する糖尿病予防に係る事業費を繰り出すための繰出金です。211万6,000円を計上しております。

続きまして、11ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計について御説明します。

公衆衛生総務費として720万8,000円をお願いしております。

説明欄の国保ヘルスアップ支援事業は、本年度から、県が、国保の保険者として国の交付金を活用して、市町村国保保険事業を支援することとなったことから、先ほどの一般会計から繰り出して行う糖尿病予防に関する経費や、新たに実施するがん検診未受診者対策のための市町村を対象とした研修経費として720万8,000円を計上しております。

健康づくり推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

続きまして、条例等議案について御説明を申し上げます。

説明資料の12ページをごらんください。

第7号議案、熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す

る条例でございます。

12ページに条例案、13ページにその概要を記載しております。

御説明は、13ページ、条例(案)の概要により説明をさせていただきます。

改正の趣旨及び内容としましては、厚生労働省令でございます養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、養護老人ホーム本体施設としてサテライト型養護老人ホームを設置することができるようにするなどの必要があることから、県条例の該当部分を改正するものでございます。

なお、施行期日は、公布の日でございます。

高齢者支援課の条例等議案は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

14ページをお願いいたします。

第8号議案として、熊本県安心子ども基金条例の一部を改正する条例の制定について御提案しております。

内容につきましては、条例(案)の概要で御説明しますので、15ページをお願いいたします。

まず、条例改正の趣旨につきましては、国の子育て支援対策臨時特例交付金を財源として設置いたしました安心子ども基金を活用する保育所整備等の事業の実施期間が延長されたことに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

内容につきましては、国において実施期間が3年間延長されたことに合わせまして、熊本県安心子ども基金条例の失効期限を3年間延長し、平成33年12月31日とするものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

子ども未来課は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

続きまして、報告事項について御説明申し上げます。

説明資料の16ページをごらんください。

報告第12号、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

御説明は、17ページ、経営状況の概要についてによりまして説明をさせていただきます。

17ページ、1、財団の概要でございますが、設立年月日は平成3年でございます。

設立目的といたしましては、高齢者の積極的な社会活動の促進を図るための生きがいと健康づくりに関する事業を行い、もって、長寿を喜べる社会の実現に寄与することを目的としてございます。

(3)番でございますが、主な出捐者につきましては、県と市町村と民間企業等でございます。

続きまして、2番目の項目、平成29年度事業報告でございます。

主な事業を3つ取り上げております。

1つ目が、熊本さわやか大学校の開校でございます。高齢者の方の生きがい再発見等、また、高齢社会のリーダーの育成を目的といたしまして開校しております。平成29年度は、熊本市と八代市の2カ所で、合わせて105名の方が御卒業されております。

(2)のシルバースポーツ交流大会の開催につきましては、高齢者の方の健康増進等を目的といたしまして開催をしております。平成29年度は、1,705名の方々が御参加いただいております。

(3)でございます。高齢者への就労支援事業につきましては、県の総合福祉センター及び各地域振興局の合計11カ所に無料職業紹介

所を開設しまして、高齢者の方に対する職業相談や職業紹介などを行っております。平成29年度につきましては、425名の方が就職に結びついております。

次に、3番目の項目、平成29年度決算の概要でございます。

経常収益は6,159万円余り、経常費用につきましては6,132万円余り、当期の経常増減につきましては27万円余りという形になってございます。

続きまして、4番目の項目、平成30年度の事業計画の主なものでございますが、こちらにつきましては、先ほど御説明申し上げました昨年度とおおむね同様の事業を予定しておりますところでございます。

最後に、5番目の項目でございますが、平成30年度予算の概要でございますが、経常収益、経常費用とも6,454万円計上しておりますところでございます。

今後とも、当該法人の予算執行などに当たりましては、より一層効率的な執行と適切な運営が行われるよう指導、助言に努めてまいります。

高齢者支援課の報告事項は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○新谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

資料の18ページをお願いします。

報告第13号、公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況について御報告します。

別冊の概要について、19ページの資料で御説明します。

まず、1の財団の概要についてですが、当センターは、昭和60年3月に財団法人熊本県成人病予防協会として設立され、平成17年に財団法人熊本県総合保健センターに名称を改称されました。その後、平成24年4月に公益財団法人へ移行しております。

設立目的は、生活習慣病予防やがん予防のため、健康診断や保健指導等の事業を行い、県民の健康向上に寄与することです。

出捐者は、熊本県のほか、県医師会、県対がん協会、結核予防会熊本県支部です。

続きまして、2の平成29年度事業報告です。

主な事業、(1)の保健事業の推進については、健診未受診者へ積極的に受診勧奨を実施した結果、地域移動健診については、対前年比7,000人増と震災前の水準まで回復することができました。

次に、(2)の震災復興計画の推進については、増収対策として、事業主健診の勧奨強化を図ったほか、新電力への契約変更による電気料金の削減などに取り組んでおります。

(3)の健康支援活動の充実については、特定健診の精密検査について受診勧奨を徹底するとともに、産業保健活動については、新たに7事業所と産業医契約を締結するなど、働く人の健康サポートに取り組んでおります。

続きまして、平成29年度決算の概要です。

経常収益は21億3,291万円余り、経常費用は18億9,155万円余り、当期経常増減額は2億4,135万円余りの増額でした。この増額分は、施設整備等の設備のための積立金のほか、胸部検診車の整備など、公益事業目的に投資することとしておりまして、適正に処理される予定でございます。

続きまして、平成30年度の事業計画です。

おおむね昨年度と同様な事業実施を予定しており、健診受診率のより一層の向上、また、さらなる業務効率化に取り組んでいく予定です。

最後に、平成30年度予算の概要です。

経常収益は21億2,579万円余り、これは、保健事業の受診者の増を見込み、対前年比8%増となっております。また、経常費用は3%増の19億8,701万円余りの予算額により事業を実施することとしております。



今後の予算の執行に当たりましては、より一層効率的、効果的に運営するとともに、公益財団法人として適切な運営が行われますよう指導に努めてまいります。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

報告2点について御説明を申し上げます。

資料の20ページをお願いいたします。

まず、報告第14号、公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出についてですが、これにつきましては、資料21ページの概要をもとに御説明申し上げます。

財団の概要につきましては、1にまとめてあるとおりでございます。

次に、2の平成29年度事業報告でございます。

まず、(1)普及啓発事業は、移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう、普及啓発を行っております。

(2)の移植希望者の調査事業では、腎移植希望者の登録更新診察会を開催した結果、102名の方が受診をされております。

(3)の摘出あっせん業務により、眼球の提供者が11名で22眼、利用眼球数は18眼でございました。

3の平成29年度決算でございます。

(1)の経常収益の決算額は1,346万円余であります。

次に、(2)の経常費用でございますが、決算額は1,221万円余であります。

経常収益から経常費用を差し引きました(3)の当期経常増減額は125万円余の黒字となっております。

4の平成30年度事業計画でございますが、おおむね昨年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、5の平成30年度の予算でございますが、おおむね昨年度と同様の予算額により事業を実施する予定としており、経常収益は1,128万円余、経常費用は1,127万円余となっております。

続きまして、資料の22ページをお願いいたします。

報告第15号、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出についてでございますが、これにつきましては、資料の23ページの概要をもとに御説明申し上げます。

財団の概要につきましては、1にまとめてあるとおりでございます。

次に、2の平成29年度事業報告でございます。

まず、(1)の生活衛生関係営業指導事業は、各組合員の経営相談、融資相談及び苦情相談に対応するものでございます。

(2)の景気動向等調査事業は、県内の70の生衛業者に対しまして、景気動向や設備投資の動向を四半期ごとに調査するものでございます。

(3)の生活衛生営業振興助成事業は、各同業組合が実施いたします生衛業の振興のための事業に助成をするものでございます。

3の平成29年度決算でございます。

(1)経常収益の決算額は1,864万円余であります。

次に、(2)経常費用でございますが、決算額は1,857万円余であります。

経常収益から経常費用を差し引きました(3)当期経常増減額は6万円余の黒字となっております。

4の平成30年度事業計画でございますが、おおむね前年度と同様の事業実施を予定しております。

最後に、5の平成30年度予算でございますが、おおむね昨年度と同様の予算額により事業を実施する予定としており、経常収益は

1,848万円余、経常費用は1,846万円余となっております。

説明申し上げました2つの財団の予算執行に当たりましては、今後とも、より一層効率的な執行を心がけ、適切な運営が行われますよう指導に努めてまいりたいと考えております。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 高齢者支援課にお尋ねをいたします。

まず、社会福祉総務費の社会福祉諸費の分なんですけれども、外国人の介護福祉士候補者の受け入れに対してなんですけれども、当然、介護現場というのは労働力不足になって、今非常に厳しい状況が続いております。その中において外国人の労働者というのは、あるいは介護福祉士を目指される方の導入というのは、現在多くの介護現場で積極的に考えているところであります。その中で、今回約8名の受け入れ、EPAによつての8名の受け入れを発端に、その中での予算化の話であるというふうに思っておりますけれども、今までに熊本県に、このEPAで介護福祉士候補者がどれだけ入ってきて、その中で、この国内の介護福祉士の試験に合格された方がいるのかどうか。私は今まで聞いた中でないように思っているのですけれども、その付近を教えていただければと思います。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

本県におけるEPAの介護人材の受け入れ状況につきましては、現在、30年4月現在の

今の段階ですと、県内の1施設において4名の受け入れをしておるところでございます。また、先ほどございましたように、ことし12月には、新たに8名の方を受け入れるという形になりますので、本年度12月以降は、本県における一定の受け入れは、2施設で12名という形になる見込みでございます。

これまでの受け入れ状況でございますけれども、今のところ介護福祉士の国家試験を3名の方が受験をされてございます。残念ながら全員不合格という形になってございまして、3名のうち2名の方は、いわゆる特別措置により滞在延長してございまして、また、再度の受験のほうを予定しておるという形でございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。まだなかなか試験が難しいという話、やっぱり聞こえてきておまして、これから恐らく外国人のこういう介護福祉士がふえてこない、恐らく介護現場というのは回っていかないというふうに思います。

その中で、やはり試験の中での言葉の問題というのが一番大きな障壁になっているかというふうに考えておりますので、この部分に関しまして、本当にこの国が、日本語を積極的に——こういう人材の確保をしたいと思うのであれば、逆に言うと、その言葉の壁のハードルを少し下げなければいけないというふうに考えていますし、試験のありようもまた考えていく必要があるかというふうに思っておりますので、この部分に関しましては、県を通じて国のほうに要望という形で伝えていただければと思います。

○唐戸高齢者支援課長 藤川先生に御指摘いただいたとおり、介護におきましては、やっぱりコミュニケーションというのが大変大きな要素でございます。今回の事業、日本語をしっかりと、EPAの方ですとか、そういつ

た外国人の介護人材の方に習得をしていただくことが非常に重要でございますので、そういった環境整備に努めるとともに、この試験に合格していただくこと非常に重要でございますので、どういった支援ができるか、しっかり考えていきたいと思っております。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○岩下栄一委員 要介護の老人がおびたしくふえてくる中で、介護人材が著しく不足していると言われております。今お話しのように、外国人の介護人を採用するとかしないとかという話になっているけれども、この介護人材の不足状況は、熊本県でどのような現状になっておりますか。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

介護人材の需給の推計につきましては、国のほうで取りまとめをしておるところでございます。最終の結果が本年の5月に国のほうから公表されてございます。それによりまして、2020年時点におきまして、介護人材の不足数、熊本県は941人不足すると。そして、2025年におきましては2,055人不足するといったような推計が示されておるところでございます。

この推計は、前回3年前の平成27年6月に前回の推計が出ておるんですけども、それよりも数的に、やはり厳しい水準になっておるという状況でございまして、我々としても、介護人材確保について、しっかりと参入の促進ですとか、定着の支援、処遇の改善に努めていきたいというふうに考えてございます。

○岩下栄一委員 私は、この議員の中で一番

高齢者で72歳なんですけれども、やがて介護を受けなきゃならない立場なんですよね。そうした観点から考えますと、介護難民になるかなと絶望的な感触を得ています。ぜひ県としても、根本的な介護要員の確保の対策をとっていただきますようお願いいたします。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○西聖一委員 7ページのひとり親対策費の増額の件ですけれども、今回4市町村が追加で応募があったということですが、50万円で具体的にどのような対策を打とうとしているのかというのをちょっと教えてください。

○木山子ども家庭福祉課長 50万円の中で、各市町村におきましては、調査データの分析ですとか、具体的な子供の貧困対策の事業、こちらについて検討するということの費用として考えております。

○西聖一委員 いわゆるこども食堂の食材費の支援とかそういうことではなくて、調査分析という程度ですか。

○木山子ども家庭福祉課長 年度当初に予算措置をしております3市町村でございますが、その状況を見てみますと、やはり調査分析が大部分でございまして、実際具体的に取り組みをしております1市町村につきましては、学習支援、そういったところについては、事業費を活用しているというふうに聞いてございます。

○西聖一委員 では、今回、調査分析した次のステップは、県としてはどのような感じで、何か事業を組もうと思っておられるんですか。

○木山子ども家庭福祉課長 調査分析をして

具体的にどのような事業を実施するかということにつきましては、各市町村ともいろいろ意見交換をさせていただきまして、次に県にどういった支援ができるか、そういったところをしっかりと考えながら、予算措置については考えていきたいというふうにご考えております。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 2ページですけれども、社会福祉諸費ということで、被災者の支援広報事業、震災対応500万円という中で、たしか説明の中でテレビによる広報というふうな話をされたかと思っておりますけれども、具体的にもう少し内容を教えていただきたいというふうに思いますし、それによってどのような効果、期待がされるのかということも含めて教えてください。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

今委員から御質問がございましたけれども、テレビ広報につきましては、夕方の時間の番組の買い上げによって、先ほどちょっと御説明したように、5つの支援策についての御説明と、あと、延長要件について、この後、ちょっとその他報告でありますが、延長要件についての解説などをやりたいと思っております。というのが、前回というか、今年度当初予算で1,000万円の予算をつけていただいておりますけれども、この中では、基本、紙媒体による広報をやってまいりました。ただ、紙媒体だけでは、高齢者の方々、なかなか文字を読んでいただけない方もいらっしゃいますので、映像等を使って支援策が具体的にどういったふうになっているのかということをお説明することと、スポットでCM等を流して、その中で音声等によって情報を与えていくということをやりたいというふうにご考えて

おります。

○小早川宗弘委員 わかりました。じゃあ、しっかりとこういう情報提供というのをやっていただきたいというふうにお願ひします。その情報を見て、被災者の皆さん方が、住まいの再建はもとより、生活支援がもっともっと充実するように、そういった効果的な映像というか、CM、あるいはテレビ広報につなげていただきたい。そういうふうな映像をつくっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○岩中伸司委員 9ページ、医療政策課のほうにお尋ねをしますが、この1番、医療施設でスプリンクラーの設置をするということでの御説明で1,153万円、こういうことですが、これは、どれくらいの施設を。先ほど説明があったかと思うんですが。

○岡崎医療政策課長 今回といいますか、対象となっております施設は、県内の病院、診療所合わせて661施設でございます。今現在、整備が329施設で、おおむね半分ぐらい整備が済んでおります。

○岩中伸司委員 そうすると、あと、この661施設で、全部完璧に有床診療所と病院はきちっと完成するというご理解でいいですか。

○岡崎医療政策課長 委員の御指摘のとおりでございます。

ちょっと詳しく言いますと、実際に設置義務がありますのは、その中の236施設でございます。そこは平成37年6月までに、法律上は、消防法で設置が義務づけられております。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 これは、報告のほうで、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況の概要についてでございます。

先ほど岩下先生からも、人材不足というふうな話がありましたけれども、介護人材に限らず、いろいろな分野で人材不足が発生していると言われておりまして、この高齢者への就労支援事業とのことで、数字が425人というふうなことを紹介がありましたということが書いてありましたけれども、これは、実際何人の方が手を挙げられて、この425人の方が決まったのかどうか、その辺のデータをちょっと教えていただきたいんですけども、わかりますか。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

ちなみに、さわやか長寿財団のこの高齢者無料職業紹介所につきましては、939人の求人が寄せられまして、求職者数は928名で、紹介数は875名という形になりまして、就職者数は425名という形になってございます。

○小早川宗弘委員 高齢者の方々、こういった職業と内容の職業ができるかというのは、私もよくわかりませんが、働きたいというふうな高齢者の方が多いというふうなことで、そういうデータなのかというふうに思いますし、その人材不足ということが課題で、高齢者の方々も、できるだけ多くこの社会の中で働いてもらうことが、みずからの健康づくりにもなるし、長寿社会を支えることにもつながるかなと思いますので、もう少し職業の情報提供というか、職業あつせん、その能力を高めていただきたいなと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 そしたら、報告13号、健康づくり推進課にお尋ねをしたいんですが、設立目的は、生活習慣病予防やがん予防ということですが、最近、がん患者、がんで亡くなる方が結構多くなっているんですが、3人に1人とか2人に1人とか言われているんですが、現状はどんな状況でしょうか。わかりますか。

○新谷健康づくり推進課長 熊本県においては、約4人に1人の方ががんで亡くなっているという状況でございます。

○岩中伸司委員 私も、がんの心配よりも、高齢者、介護のほうが心配ですけども、周りを見れば、がんが非常に多くなって、身近にもがんで亡くなる人がいるんですが、先ほど説明をいただきましたけれども、もう一つ、この経営状況を説明する書類の6ページを見たら、検診をずっと進められていますが、ちょっと気になったのは、先ほど説明いただいたんですが、がん発見率が0.04か、肺がんの検診で0.04とかということで、一番下にも、がん発見率は0.0幾つとかというふうな数値になっているんですが、これくらいがんの発見は難しいものなのでしょうか。どういう理解をしいいんですかね。

○新谷健康づくり推進課長 済みません。詳しい数値のちょっと分析というのはわかりませんが、各検診機関でも精度管理に努めておりまして、こういうがん発見率の向上につながるような取り組みはしているところでございますけれども、この評価というのは、済みません、また調べまして御報告したいと思います。

○岩中伸司委員 県内、4人に1人、熊本県の場合はそれぐらいのペースだということで

すけれども、そうすると、私、この表だけ見れば、このがん検診を受ける人は、がんではない、元気な者ばかり受けに来ているという、そういう感じも受けたんですが、ぜひ、0.何%ということがちょっと理解できませんので、後でまたよろしくお願ひしたいと思います。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 移植医療推進財団の報告書がありますが、民間のいろんな団体、例えば、ライオンズクラブ国際協会あたりは献眼運動なんかやってまして、それなりに実績を上げていると思うんですけども、角膜を移植してほしいと言われる方と、あるいはドナーのバランス、要するに、移植を受けたいという人に対してドナーの提供率はどんなふうなのかなと。まあ、腎バンクも一緒ですけども。

○大川薬務衛生課長 角膜につきましては、今年度、4月から9名の方が献眼をしていただきました。例年、月にお一人程度提供をいただくような状況でございまして、委員お話しのとおり、主にライオンズクラブの方、それからその縁故者の方が積極的に御協力をしていただいている状況です。

角膜につきましては、県内でどれぐらいの待機者がいるかということでございますけれども、全国で1,389名、県内の待機者につきましては、29年末時点で130名というふうな状況でございます。

○岩下栄一委員 随分待機者が多いですね。やっぱりぜひ視力のない人に光明を与えていただくため、県も、献眼者の募集というのは、PRをもっともっとしてほしいと思います。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。  
なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第7号及び第8号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第33号を議題とし、請第33号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○新谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

請第33号は、熊本県における改正健康増進法の円滑な施行を求める請願です。

請願提出者は、熊本県たばこ耕作組合外6団体です。

請願の趣旨ですが、本年7月に、望まない受動喫煙の防止強化のため、改正健康増進法が成立いたしました。

改正法は、今後、段階的に施行され、東京オリンピック・パラリンピックイヤーである2020年の4月から全面施行されますが、熊本県においては、独自の上乗せ規制をしないように求めるもので、具体的には、改正法や政省令で定められる全国統一のルールを県民に周知、徹底することにより、改正法の円滑な施行を推進するなど、4項目の具体的な請願事項が掲げられております。

改正健康増進法の主な改正内容について、2点御説明いたします。

まず、1点目は、来年夏ごろの施行予定で

すが、受動喫煙による健康影響が大きい子供や患者等が利用する学校や病院、児童福祉施設、そして行政機関について、屋内完全禁煙となります。

次に、2点目として、全面施行となる2020年4月からは、その他の全ての事業所、施設では、受動喫煙に配慮した喫煙専用室を屋内に設置しなければ、屋内での喫煙ができなくなります。

なお、既存の小規模飲食店については経過措置が設けられておりまして、喫煙可能等の表示、標識を掲示すれば、2020年4月以降も、これまでどおり飲食をしながらの喫煙が可能となっております。ただし、その場合、喫煙できる場所に二十未満の方を入れることはできなくなります。ただ、現時点で、具体的な施行日や喫煙専用室の設備基準など、重要な政省令やガイドラインなどがまだ示されておりません。

県としましては、今後国から示される政省令やガイドラインの内容を確認した上で、まずは、改正健康増進法にのっとりた施策を着実に進めることが重要と考えております。

説明は以上でございます。

○高野洋介委員長 ただいまの説明に関しまして質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第33号については、いかがいたしましうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 採択という御意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第33号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。

よって、請第33号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、今回付託された請第35号を議題といたします。

請第35号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

この請願は、熊本地震により被災された市町村国民健康保険及び熊本県後期高齢者医療の被保険者の方々に対して、市町村等が実施した医療費の一部負担金免除措置が昨年9月30日に終了したことについて、免除措置を復活できるよう、県が市町村等に対して財政支援を行うよう求める請願です。

これまでの県の対応等について御説明を申し上げます。

熊本地震の被災者に対しましては、震災直後の病気やけが等に対する負担軽減を図る目的で、保険者である市町村等の判断により、医療費の一部負担金が免除されました。これに対し、国及び県は、市町村の実質負担をゼロとするよう、昨年9月まで特例的に財政支援を行ってまいりました。

国の特例措置は、東日本大震災のときと同様、発災から1年半の昨年9月末で終了し、昨年10月以降は本来の制度に戻り、国保の場合、市町村の免除額の割合が3%以上の場合は国が8割の財政支援を行い、3%未満の場合は県が5割の財政支援を行うこととなりました。

昨年10月以降、本来の制度に基づいて医療費の一部負担金免除を継続するかどうかにつきましては、市町村等が判断することとなることから、継続意向を調査しましたところ、継続すると回答した市町村等はありませんでしたし、現在まで復活の意向や県への財政支援要望は上がっておりません。

なお、県といたしまして、経済的理由によ

り医療費にお困りの被災者は、既存の減免制度を利用することができますので、市町村窓口にて御相談いただくよう、仮設住宅全世帯へリーフレット1万4,000部を配付するなど、市町村と連携して周知に努めております。

また、市町村や地域支え合いセンターの保健師や生活支援相談員などによる訪問活動等により、健康状態や生活状態の把握に努め、健康不安など支援が必要な方につきましては、個別支援計画を作成し、医療機関へつなぐなど、市町村を初め、保健、医療、福祉などの関係機関と連携し、お一人お一人の状況に応じたきめ細やかで、かつ総合的な支援を行っております。

以上が県の対応状況でございます。

○高野洋介委員長 ただいまの説明に関して質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 確認なんですけれども、先ほど、もともとが市町村事業であって、その中で市町村に問い合わせ、調査したけれども、結局、復活の要望等は出てない。また、熊本市も、これは同様というふうに考えてよろしいですか。

○早田国保・高齢者医療課長 この件につきましては、熊本市も、ほかの市町村と同様でございます。熊本市からも復活の要望等は出ておりません。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 リーフレットも何万と配られているんですけれども、どうして要望の署名が2万も3万も集まるんですかね。

○早田国保・高齢者医療課長 仮設世帯に対

しまして1万4,000配っております。署名の内容につきましては、恐らく仮設住宅にお入りでない方とか、一部お話を聞きますと、県外の方とかも署名をされてというふうに聞いております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 そうすると、各自治体では、もうほとんどこれは、希望するところは、継続をしてくれということがないということ、先ほどの説明ですけれども。そうすると、もう少しわかりにくかったのは、そういう、さっきのやつは3%未満とおっしゃったかな、何か申請をしていけば1万4,000部のチラシ、今までそういうのが徹底されてなかったようなんですけれども、そうしてもなかなか見る者がいないということの話を聞いて、現実には、通常どおりに病院へかかることをためらっている人たちがたくさんいらっしゃるということをお聞きしたんですけれども、そういうことに対する対策は難しいんですかね。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

今回請願で上がってきていますのは、一部負担金を全額免除するという、これは、発災後、全壊とか非常に大きな被害を受けられた方は、所得に全く関係なく一律的に免除するというところでございまして、先ほど私が免除額が3%以上の場合、国が8割の財政支援を行うというのは、そちらの特例的な免除措置のことでございます。

それから、後段で申し上げました仮設住宅全世帯へリーフレットをお配りしているというものは、今復活を要望されている制度とは



別に、本当に経済的に困りの方がおられたら、やはりそういう方に対しては、既存の減免制度、これは所得制限がございますが、所得に応じまして減免を受けられる制度がありますので、こちらについての周知を図っているということでございます。

この周知につきましては、昨年9月に免除措置が終了しました後、県のほうから10回以上市町村に通知、それからの会議等で周知依頼を行っておりまして、市町村のほうでは、それぞれ広報紙に載せられましたり、チラシをつくって配布されたり、仮設住宅にそういったチラシを掲示する、または市町村の窓口においておくというようなこともされまして、それにあわせて、全世帯に県のほうからリーフレット等をお配りしているというようなことでございます。

周知につきましては、まだまだこれから市町村とあわせてしていこうと思っておりますし、現実に困っておられる方がいらっしゃったら、どなたかということについて、市町村の窓口で御相談に行くようにお伝えいただきたいというふうなこともお伝えしていますし、そういう方が周りにおられたら、自治会長さん、そういった方からもお伝えいただきたいということでお伝えしております。

今後も、周知のほうは徹底して進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西聖一委員 非常に丁寧な対応をしているように説明されるんですけども、実際、この利用した方は、これまで1名しかいないということで、所得制限も、生活保護に近いような、要するに財産を持っている方はもう対象外みたいな話も聞きますし、それから、身体的に明らかにわかる人は病院に行きやすいんでしょうけれども、今ここに出たメンタルの方とか二次的な病気という話が出てきて、なかなか相談できないような方も潜在的にた

くさんいらっしゃるんで、医療費が無料になることで病院に行きやすい制度として復活してくれないんですかという話を私は聞いているんですけども、例えば、岩手県は継続されているんですけども、その市町村から要望があって県がするのか、それとも、県として積極的にそういう最後まで寄り添うような制度として、この医療費の助成等を導入しているのかというのをちょっと見解聞かせてください。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

前段の一人お一人に寄り添ったという話なんですけれども、実際、地域支え合いセンターと被災の市町村でございますが、そこから保健師、あとは支援員等がかなりきめ細やかに、多いところでは、2日に1回ほど仮設住宅を回っておられるというふうに聞いております。そういった中で、健康面に不安を訴えられる方、課題がある方については、個別支援計画というものをつくりまして、必要に応じて医療機関の受診につなげているという報告も受けております。

また、せんだって県で行いました、ここらとからだの健康調査、こちらは記名式になっておりますので、その中で不安を訴えられた方につきましては、また、市町村のほうに情報を提供いたしておりまして、市町村のほうから、またお一人お一人回りながら支援を行っている。そういった中で非常に困られている方については、市町村のほうで個別に対応をしていただいているというふうな報告を県のほうで受けております。

それから、東北についてでございますが、東北の状況、ちょっとまず申し上げますと、岩手県は、全ての市町村に実施をされています。それから、福島県は、59市町村中3市町村で実施、それから宮城県は、35市町村中3市で実施という状況でございます。これ

は、免除するかどうかを決める各市町村、それぞれ地域の事情も違いますし、被災された方の状況も違いますので、そういったことを総合的に判断して、実施するしないというもの決定されているというふうに考えております。

以上でございます。

○高野洋介委員長 西委員、大丈夫ですか。

○西聖一委員 もう1点。請願の方から、県が20～30億出せばという話が出たんですけども、仮にこの制度を復活した場合、それくらい県の負担金が必要なんでしょうか。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

県のほうでは、復活した場合は幾らというような試算はしておりません。恐らくおっしゃったのは、免除額の実績から計算された額ではないかなというふうに考えております。

○西聖一委員 逆に、もっと1億以内とかそういう金額、仮になれば、県として積極的に復活してもいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

免除措置の実施につきまして、繰り返しますが、昨年の9月に終わった免除措置というのは、発災直後の一時的な特例的な措置でございます。国のほうも1年半というふうな期限を設けております。こちらは、所得要件もないというような一律的なものでございますので、真に必要なときのみ実施されるものだというふうに考えております。

ですから、免除措置の実施については、単に財政負担の大小のみで判断するものではないと。一定の期間を過ぎましたら既存の減免

措置で、本当に経済的にお困りの方に対して減免措置を実施して医療費の負担を軽減すると、そういった方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○西聖一委員 そこが、知事もおっしゃったように、最後まで被災者に寄り添うという姿勢を示している中で、この減免要求がなぜ出てきたかという、地震を受けての、通常の生活の実態とか、そういう貧困からのあれでなくて、地震を受けた後、後遺症的なところから、医療費補助の継続を求めているわけですから、そこはもうちょっと配慮すべきかなということを一つ、要望だけ申し上げます。

○高野洋介委員長 わかりました。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第35号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第35号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 挙手少数と認めます。よって、請第35号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部からの報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○沼川健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

A4の1枚紙の報告資料、応急仮設住宅の現状等についてと記載されている資料がございます。そちらのほうをごらんください。

直近の入居状況や、現時点での供与期間満了に伴う延長手続の結果、さらには、次の供与期間延長に向けた動きについて御報告をさせていただきます。

まず、1、応急仮設住宅等の入居状況の(1)応急仮設住宅等入居世帯数の推移についてです。

入居世帯数のピークは、グラフにありますように、昨年5月で2万255世帯でした。これが、それから1年3カ月を経過し、平成30年8月末時点では1万1,501世帯の方が入居されています。この間、約43%に当たる8,754世帯が住まいの再建を実現されています。

次に、(2)平成30年8月末現在の入居状況についてです。

建設型仮設住宅、借上型、いわゆるみなし仮設住宅、それから公営住宅等の3つに分類しており、それぞれを県外と県内に分けて入居戸数と入居者数を示しています。一番右下の合計欄を見ていただきますと、8月末で1万1,501世帯、2万5,990人が入居されている状況です。

ちなみに、入居人数で申し上げますと、昨年5月のピーク時では4万7,800人でしたので、約46%に当たる約2万2,000人の方が住

まいの再建を実現されたこととなります。

次に、2、建設型仮設住宅の状況の(1)木造仮設住宅の活用についてです。

木造の仮設住宅については、683戸整備しております。プレハブを含めた仮設住宅の総整備戸数が4,303戸ですので、木造は全体の約16%に当たります。このうち、これまで産山村に2団地9戸を無償譲渡いたしました。また、今月中に美里町に2団地34戸を、宇土市に1団地12戸を無償譲渡する予定でございます。これ以降も順次市町村への無償譲渡を進めてまいります。

次に、(2)仮設団地の集約についてです。

これまでに仮設団地を集約したのは、大津町の2団地15戸です。今後仮設団地の空き戸数も増加していくことから、引き続き、各市町村と連携を図りながら、地域の実情に応じた仮設団地の集約を支援してまいります。

次に、裏面をお願いいたします。

3、応急仮設住宅供与期間満了に伴う延長手続の結果についてです。

平成30年4月から11月までに期間満了を迎える1万3,314世帯について延長の手続を行った結果、供与期間を延長する世帯は58%に当たる7,746世帯で、延長しない世帯は41%に当たる5,482世帯となっています。12月以降に供与期間の満了を迎える残り約2,800世帯についても、順次延長の手続を進めてまいります。

最後に、4、仮設住宅の供与期間の延長についてです。

これまで、県では、リバースモーゲージ型融資への助成など4つの支援策を実施するとともに、平成30年8月には、保証人が不在であっても民間賃貸住宅への入居を可能とする5つ目の支援策を創設し、被災者の住まいの再建を全力で後押ししております。

しかしながら、公共事業や工期等の理由により、自宅再建になお時間を要する場合や、災害公営住宅の完成を待たれている場合な

ど、自己の都合にはよらない、真にやむを得ない事情により住まいの再建ができない方々がおられます。このような方々に対するさらなる供与期間の延長に向けて国と協議を進めてまいりました。

なお、資料には書いておりませんが、委員の皆様方には昨日御報告を差し上げ、また、新聞等でも報道されておりますとおり、昨日、10月1日に、この協議内容については国から同意をいただきましたので、先ほど申し上げましたとおり、自宅を再建される方で公共事業の影響や工期の関係で、なお時間を要する方、災害公営住宅の完成を待たれている方など、真にやむを得ない事情があれば、さらに最長1年間の延長が可能となりました。

なお、民間賃貸住宅での再建を考えられている方については、発災後3年を経過し、既に県内には相当数の賃貸物件もあることから、原則として延長は認められないこととなります。

今後は、市町村を通じてやむを得ない事情の有無をしっかりと確認した上で、供与期間内に仮設住宅を退去できないと判断した方については、延長手続を進めてまいります。

報告は以上でございます。

○高野洋介委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 大丈夫でしょうか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして第4回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時19分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長